

<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p> 第一節 通則（第一条—第三条）</p> <p> 第二節 裁判所</p> <p> 第一款 日本の裁判所の管轄権（第三条の二—第三条の五）</p> <p> 第二款 管轄（第四条—第八条）</p> <p> 第三款 参与員（第九条—第十二条）</p> <p> 第三節 当事者（第十二条—第十五条）</p> <p> 第四節 訴訟費用（第十六条）</p> <p> 第五節 訴訟手続（第十七条—第二十七条）</p> <p> 第六節 捕則（第二十八条—第三十条）</p>	<p>第二章 婚姻關係訴訟の特例</p> <p> 第一節 管轄（第三十一条）</p> <p> 第二節 附帶処分等（第三十二条—第三十六条）</p>	<p>第三章 実親子関係訴訟の特例（第四十一条）</p> <p> 第一節 総則（第三十七条）</p> <p> 第二節 和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十七条）</p> <p> 第三節 履行の確保（第三十八条—第四十一条）</p> <p> 第四節 対外的訴訟の特例（第四十五条）</p>	<p>第四章 養子縁組関係訴訟の特例（第四十六条）</p> <p> 第一節 総則（第四十七条）</p> <p> 第二節 附則</p>
--	--	--	---

(最高裁判所規則)
第三条 この法律に定めるもののほか、人事訴訟
（一回二十回三回二回）の必要に事項は、最高裁判所規則

規則で定める。

第二節 裁判所

第一款 日本の裁判所の管轄権

(人事に関する訴えの管轄権)

第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであつて、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他的一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む）。

六 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないとき（他の日本国の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき）。

（関連請求の併合による管轄権）

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）をする場合においては、日本の裁判所が当該

人事訴訟に係る請求について管轄権を有するところに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することとする。

(子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権)
第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。
2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第三条の十二各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。
(特別の事情による訴えの却下)
第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。
第二款 管轄
(人事に関する訴えの管轄)
第四条 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。
2 前項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。
(併合請求における管轄)
第五条 数人からの又は数人に対する一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の訴えを提起することができる。ただし、民事訴訟法第三十八条前段に定める場合に限る。

(調停事件が係属していた家庭裁判所の自序処理)

(調停事件が係属していた家庭裁判所の自序処理)

4	前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
5	参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 (参与員の除斥及び忌避)
第十九条	民事訴訟法第二十三条规定から第二十五条までの規定は、参与員について除斥又は忌避の申立てがあるときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。
3	(秘密漏示に対する制裁) 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4	前二項の規定により裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士に対し当該訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。
第十二条	民事訴訟法第二十三条规定から第二十五条までの規定は、参与員について除斥又は忌避の申立てがあるときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。
2	(被告適格) 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分關係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。
3	(人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分關係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分關係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他的一方を被告とする。)
4	(人事訴訟における訴訟能力等) 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がないときは、検察官を被告とする。
第五節	訴訟行為

第十三条	民事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条第一項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
2	訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができます。
3	訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職權で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
第五節	訴訟手続
(関連請求の併合等)	

第十七条	民事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合
2	民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。
3	(民事訴訟法の規定の適用除外) 民事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第一百五十七条、第一百五十七条の二、第一百五十九条第一項、第二百七十七条第一項、第二百八十二条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及
4	請求とは、民事訴訟法第一百三十六条规定にかかるらず、一の訴えでできることができる。この場合においては、当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有する家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。
第十四条	人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。
第五節	当事者
(利害関係人の訴訟参加)	
第十五条	検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者（以下「利害関係人」という。）を当該人事訴訟に参加させることができる。裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができ。あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならぬ。
2	民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。
3	前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで（同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。）の規定を準用する。
4	日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分關係についての形成又は存否の確認を目的とするとき限り、前項の規定により、請求を変更することはできる。
5	日本の裁判所は、第一項の決定を取り消すことができる。
第六节	訴訟費用
第十六条	検察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。
2	利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前条第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に係る請求と同一の身分關係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合
3	民事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求既に日本裁判所に当該人事訴訟が係属する場合
4	裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第五節	訴訟手続
(当事者本人の出頭命令等)	
第二十一条	民事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対して、期日に出頭することを命ずることができる。
2	民事訴訟法第一百九十二条から第一百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。
第三節	当事者尋問等の公開停止
第二十二条	民事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人（以下この項及び次項において「当事者等」という。）又は証人が当該人事訴訟の目的である身分關係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができ、かつ、当該陳述を欠くことによつて他の証拠のみによつては当該身分關係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることできないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
2	裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第三節	当事者尋問等の公開停止
第二十三条	民事訴訟法第一百五十七条、第一百五十七条の二、第一百五十九条第一項、第二百七十七条第一項、第二百八十二条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及

(検察官の関与)
第二十三条 人事訴訟においては、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、必要があると認めるときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

2 檢察官は、前項の規定により期日に立ち会う場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。検察官が期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 民法第七百三十二条の規定に違反したことによりとして婚姻の取消しの請求がされた場合におけるその請求を棄却した確定判決は、前婚の配偶者に対するは、前項の規定にかかわらず、その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加したときに限り、その効力を有する。

第二十五条 人事訴訟の判決(訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。)が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

第二十六条 第十二条第二項の規定により人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の一方を被告として訴訟を進行する。

2 第十二条第一項又は第二項の場合において、被告がいずれも死亡したときは、検察官を被告として訴訟を行つてする。

(当事者の死亡による人事訴訟の終了)
第二十七条 人事訴訟の係属中に原告が死亡した場合には、特別の定めがある場合を除き、当事者の死亡は、当然に終了する。
2 異婚・嫡出否認(父を被告とする場合を除く。)又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中を

に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、前条第二項の規定にかかわらず、当然に終了する。

第六節 補則

(利害関係人に対する訴訟係属の通知)

第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合における利害関係人であつて、父が死亡した後に認知の訴えが提起された場合にはおけるその子その他の相当と認められるものとして最高裁判所規則で定めるものに対し、訴訟が係属したことと通知するものとする。ただし、訴訟記録上その利害関係人の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第三条の二から第三条の十まで、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条规定

2 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五条第一項中「地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同条第二項並びに同法第二百三十五条第二項及び第三項、第二百六十九条第一項、第三百二十九条第三項並びに第三百三十七条第一項中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と、同法第二百八十二条第一項中「地方裁判所が第一審としていた終局判決又は簡易裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と、同法第三百十一條第二項中「地方裁判所の判決に対しても最高裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」の判決に対しても最高裁判所とあるのは、「家庭裁判所」と、同法第三百三十六条第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とする。

(附帯処分についての裁判等)

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第七十条の二第二項の規定による処分(以下「附帯処分」と総称する。)についての裁判をしなければならない。

(附帯処分等)

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金钱の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。前項の規定は、裁判所が婚姻の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるものとする。

(家庭裁判所調査官の除斥)

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

5 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

2 前項のときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(事実調査部分の閲覧等)

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

(事実調査部分の閲覧等)

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聽かなければならない。

(事実の調査)

2 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、事実の調査をすることができる。

(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条规定にかかるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄す

る。

2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えですることができる場合には、当該裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さるべき物又は係争物の所有者は、仮に差し押さるべき物又は係争物の所有者が事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴取する場合には、当該期日に立ち会うことができる。

5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、当事者は、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

6 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

第二章 婚姻関係訴訟の特例

2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えですることができる場合には、当該裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さるべき物又は係争物の所有者は、仮に差し押さるべき物又は係争物の所有者が事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴取する場合には、当該期日に立ち会うことができる。

5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、当事者は、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

6 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

2 前項のときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

5 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

2 前項のときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聽かなければならない。

(事実の調査)

2 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、事実の調査をすることができる。

(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条规定にかかるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄す

る。

とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

一 子又は母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者（その一方が死亡した後は、他の方）

二 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者

三 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者

3 第二十六条の規定は、前項の規定により同項各号に定める者を当該訴えの被告とする場合においてこれらの者が死亡したときについて準用する。

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

第四十六条 第三十七条（第一項ただし書を除く。）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

（施行期日）
附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十号）は、廃止する。

（経過措置の原則）
第三条 この法律（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前的人事訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

（人事訴訟の管轄等に関する経過措置）

第四条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の管轄及び移送に関しては、附則第十四条の規定による改正後の裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第二十四条第一号及び第三十一条の三第一項の規定並びに第四条から第七条まで及び第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟の管轄に関する規定は、新法の施行後においても、なお従前の例による。

3 新法の施行の際現に係属している保全命令事件の管轄に関しては、第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事訴訟における訴訟能力等に関する経過措置）

第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任について

ては、第十三条第二項の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

2 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟については、第十四条の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

（判決確定後の人事に関する訴えの提起に関する経過措置）

第六条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

は、第二十五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の適用関係に関する経過措置）

第七条 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続について

は、適用しない。

（附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置）

第八条 第二章第二節（第三十二条の規定を除く。）及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、適用しない。

（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置）

第九条 新法の施行の際現に係属している嫡出否認の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続については、

第四十一条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置）

第十条 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用について、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十号）は、廃止する。

（経過措置の原則）

第三条 この法律（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項

にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前的人事訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

（人事訴訟の管轄等に関する経過措置）

第四条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の管轄及び移送に関しては、附則第十四条の規定による改正後の裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第二十四条第一号及び第三十一条の三第一項の規定並びに第四条から第七条まで及び第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟の管轄に関する規定は、新法の施行後においても、なお従前の例による。

3 新法の施行の際現に係属している保全命令事件の管轄に関しては、第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の規定に定める日から施行する。

二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十五条の規定に定める日から五まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十二条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十八条及び第五十五条の規定に定める日から五まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条の規定に定める日から四まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条の規定に定める日から三まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条の規定に定める日から二まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条の規定に定める日から一まで、略

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

六、第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条の規定に定める日から零まで、略

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第三十条まで、第四十九条及び第五十条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第十六条から第六十条までの規定に定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

五 四 略 第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改

正規定（同項にただし書を加える部分に限る。）並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定及定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第二項にただし書を加える改正規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定まる。

附則（昭和四年六月一七日法律第六八

（施行期日）号抄

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年二月六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六条 この附則は定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

同興會三堂大員一時口譯得第三

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。次に、次の各号に掲げる規定は、当該

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定は、各号に定める日から施行する。

第一條中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。) 同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条

の集団的な回復のための民事の裁判所に関する法律第五十三条の改正規定（七条の二を削る部分に限る。）等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十四日法律第三三

同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第一項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一項第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中記録者からの暴力の妨害及び被害者の

正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、百六十条中民事保全法第四十五条の改正規定（第十八条）の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第三十条中融機関等の更生手続の特例等に関する法律第十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和二十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、百六十一条第一項の規定、百

附 則（令和六年五月二十四日法律第三三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。
(政令への委任)

正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に「一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「、「第十八条の二」を加える部分に限る。」）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事执行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（「民事执行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事执行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に「一条を加える改正規定、第二百一十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に「一项を加える改正規定及び同法第三十三条に「二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二十一条の次に「一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、第二百三十六条まで」に改める部分に限る。」）、第二百六十五条第一項の規定、第三百三十六条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第一項の改正規定（「及び第二項」の下に「から第三項まで」）を加える部分に限る。」）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十二条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定（「及び第二項」の下に「から第三項まで」に改める部分に限る。）、第二百六十五条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十六条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一一条第五項の改正規定、第三百四十二条中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第二百三十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財